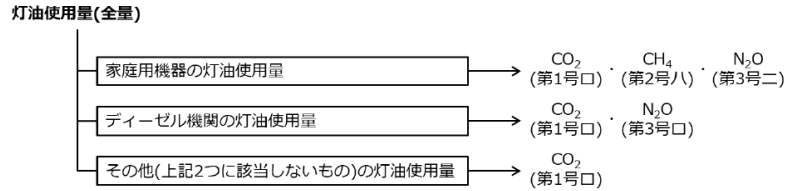
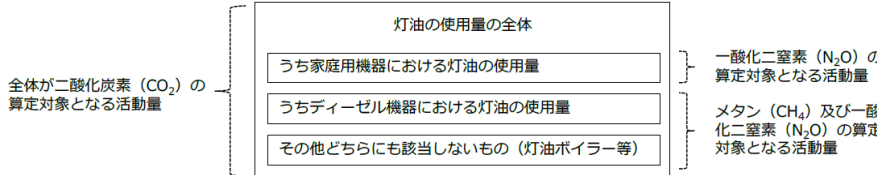


地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（令和6年4月）の
修正箇所説明資料（令和6年4月24日修正箇所）

No.	マニュアル 項目番号	項目名	ページ	修正内容
1	3-1.	算定の対象となる活動の区分	10	「参考 3-2 複数の温室効果ガスの物質を同時に排出する活動における排出量の算定」の、算定対象ガスの種類を修正。 ※本文、及び、関連する図 3-2 に誤りがありました。

No.	新	旧
1	<p>燃料の中には、使用する機器の種類によって、二酸化炭素（CO₂）以外の温室効果ガスの排出量の算定対象となる場合があります。例えば、灯油の使用については、使用した全量が二酸化炭素（CO₂）の排出量の算定対象となりますが、<u>そのうち家庭用機器とディーゼル機関で使用した量（それぞれ内数）は、他の温室効果ガスの排出量の算定対象にもなるため注意が必要です。具体的には、家庭用機器における使用量はメタン（CH₄）及び一酸化二窒素（N₂O）が追加で算定対象となり、ディーゼル機関における使用量は一酸化二窒素（N₂O）のみが追加で算定対象となります。なお、図 3-2 に示すとおり、灯油を使用しても家庭用機器及びディーゼル機関のどちらにも該当しないケース（灯油ボイラー等）もあります。</u></p>  <p>図 3-2 灯油の使用に伴う温室効果ガスの排出</p>	<p>燃料の中には、使用する機器の種類によって、二酸化炭素（CO₂）以外の温室効果ガスの排出量の算定対象となる場合があります。例えば、灯油の使用については、使用した全量が二酸化炭素（CO₂）の排出量の算定対象となりますが、<u>そのうち家庭用機器とディーゼル機関で使用した量（それぞれ内数）は他の温室効果ガスの排出量の算定対象にもなります。家庭用機器における使用量はメタン（CH₄）の算定対象となる一方、ディーゼル機関における使用量はメタン（CH₄）及び一酸化二窒素（N₂O）の算定対象となり、対象となる物質の種類が違っている点にも注意する必要があります。なお、図 3-2 に示すとおり、灯油ボイラー等、灯油を使用しても家庭用機器及びディーゼル機関のどちらにも該当しないケースもあります。</u></p>  <p>図 3-2 灯油の使用に伴う温室効果ガスの排出</p>